

多磨小学校いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】

「**か**・かんがえる子（よく考え判断し、進んで学習する子ども）」

「**が**・がんばる子（力を合わせて、最後までがんばる子）」

「**や**・やさしい子（礼儀正しく、素直で思いやりのある子ども）」

「**け**・げんきな子（明るく、健康に気をつけ、活気ある子ども）」

生徒指導重点目標	あいさつはコミュニケーションの第一歩。顔の表情、声の大きさや声のかけ方に気をつけ、気持ちのよいあいさつを浸透させる。そして、登下校時の児童同士、保護者・地域の方との積極的なあいさつを習慣化する。また、授業の開始、終わりのあいさつや、給食をはじめすべての食前、食後のあいさつも形骸化しないよう、あいさつ名人表彰などで活性化させる。
あいさつ	
よいこと	よいこと見つけ運動やフリートークでの意見交換、各学級の児童個々の良さを認め合う活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育む。
ボランティア	毎学期1回、学校美化や地域貢献を目的に各学級でボランティア活動を行う。ゴミ拾いや落書き消しなどの活動を通して他者のために働くことの喜びや達成感を味わわせる。
コミュニケーション	縦割り班遊びや異学年遊びを通して下学年への思いやりや上学年のリーダーシップを育てる。AFPYの手法を取り入れて児童の共感力・コミュニケーション能力を高める。

【PTA等との連携】

- 育友会
- 学校運営協議会
- 地域協育ネット
- 青少年健全育成協議会
- 民生委員・児童委員

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭担任、SC（田万川中在籍）

教育委員会（指導主事等）
子ども相談支援室

【関係機関】

- 江崎幹部交番
- 児童相談所
- 総合事務所
- 萩市子育て支援課
- 萩輝きスクール

【いじめの定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

【いじめに対する基本認識】

- いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

【いじめの早期発見】

学校はいじめ防止に向けて、児童生徒が心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

- ①生徒指導・教育相談の充実・強化
- ②児童生徒間の人間関係づくり
- ③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施
- ④家庭・地域社会との連携
- ⑤田万川中・田万川保育園との連携充実
- ⑥学校評価

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①生徒指導主任を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ②生活アンケート（週1回）等のアンケートや授業評価等で全職員で児童理解を図る。
- ③児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動を観察する。
- ④気になる子の情報交換会で児童の学力、体力、心の問題などきめこまかな情報把握をする。
- ⑤不登校傾向児童への早期対応カードを利用し、情報の共有を図る。

【いじめに対する措置】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①第一通報者から事実確認
通報者の思いの共感的理解と事実確認
- ②報告・連絡・相談＋記録
- ③「いじめ対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**
情報集約、情報の共有
児童生徒・保護者への対応（被害児童生徒・加害児童生徒・傍観者等）
状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）
被害児童生徒、加害児童生徒、及び周囲の児童生徒から聴取
- ⑤職員会議の開催（必要に応じて）
全教職員への周知と共通理解
今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥児童・生徒、保護者への対応
被害児童生徒への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
加害児童生徒への指導・支援

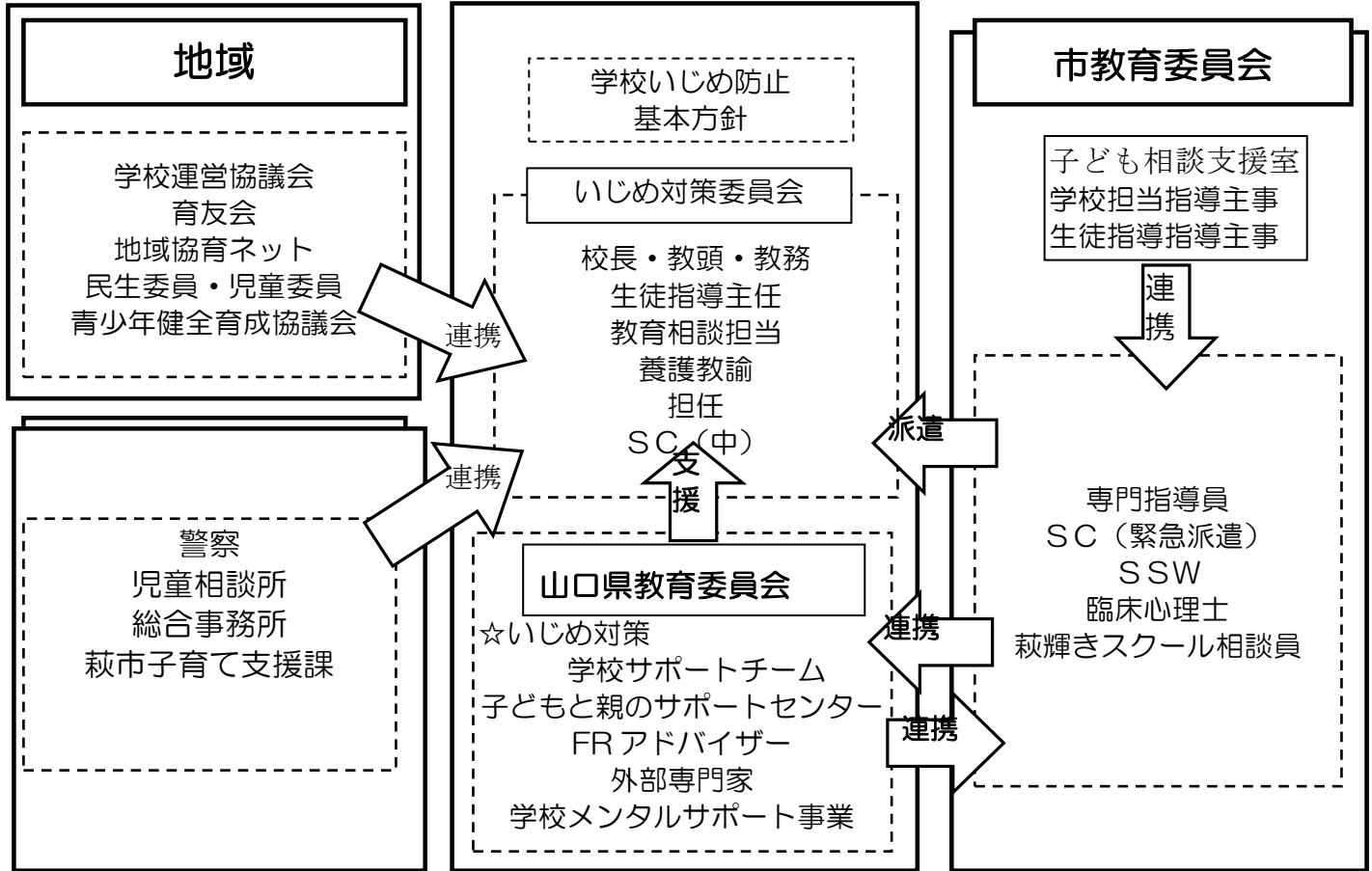
謝罪について
 SC等による心のケア
 学級（周りの児童生徒）への指導
 関係機関等との連携

年間計画

4月	学校基本方針の確認	○週1回生活アンケートの実施（児童向け） アンケート結果に即時対応する。
5月	心のアンケート（保護者向け） 生活アンケート（児童）	○5月・10月・2月 心のアンケート（保護者向け） いじめアンケート（児童向け）を実施する。
6月	教育相談 校内いじめ研修会（資料活用） 人権教育参観日 情報モラル教室（低学年）	○多磨小学校仲良し宣言を唱和する。（毎朝） ○週1回なかよし班遊びにより異年齢交流を推進する。
7月	生徒指導部会 校内研修 いじめ対策委員会（SC招聘）	
8月	集団宿泊学習（5年・小川小と交流） 校内研修	○ミニ研修を実施する。 下記資料を活用 いじめに関する研修ツール （国立教育政策研究所） 生徒指導提要（文部科学省） よりよい生徒指導（山口県教育委員会）
9月		
10月	いじめ防止・根絶強調月間 心のアンケート（保護者向け） 先生あのねいじめアンケート（児童） 教育相談週間 お年寄りとの交流会（1、2年児童） いじめ対策委員会（SC招聘）	○教育相談週間での児童との面談による児童理解を行う。
11月	人権週間 児童虐待防止推進月間 実りの秋学習発表会	○小川小と交流学習を通して、コミュニケーション力を培う。
12月		○阿北苑、田万川保育園、ぬくもりと幅広い年齢層の人とも交流を図りコミュニケーション力を培う。
1月		○全教職員による孤立傾向児童調査で多面的な児童観察を行う。
2月	教育相談 縄跳び大会 いじめ対策委員会	
3月	6年生を送る会 仲良し給食	
年間	児童理解研修会（職員会後）	

いじめ対策組織

学校は、市教育委員会と連携を図り、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、いじめの対応に応じて「いじめ対策委員会」を機動的に運用する。



いじめ発覚時の対応

※対応の詳細は『いじめ発覚時の対応』及び『重大事態発生時の対応』参照

- ① 第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から事実確認
- ↓
- ② 報告・連絡・相談+記録 →→→教育委員会に報告（電話で）
- ↓
- ③ いじめ対策委員会 以後、連携を密に対応する
- ↓ ↑
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
- ↓
- ⑤ 職員会議（必要に応じて）
- ↓
- ⑥ 児童・生徒、保護者への対応

【いじめ解消の定義】

- 「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること」とし、相当の期間については3か月を目安としている。
- 「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」。被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認すること、いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する必要がある。

